

市街化調整区域における企業誘致の取組

(都市計画法 34 条産業系 12号) について

1. 制度整備から企業立地までの流れ

市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例の改正 (令和 2 年 1 2 月 2 4 日)



市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例施行規則の改正 (令和 2 年 1 2 月 2 4 日)
 指定運用方針の策定 (令和 3 年 1 月 2 2 日) 別紙のとおり



土地利用に関する計画書の策定

市総合計画の基本構想に基づき、土地利用に関する計画を策定



都市計画審議会への諮問、必要に応じて県開発審査会への意見聴取



告示 (指定)

指定した区域と用途を告示



事業者から、当該指定区域への開発許可申請を受け付け、許可となれば、企業の立地が可能となる。

2. 区域指定の要件となる道路

指定運用方針「6 建築物の用途及び区域指定の要件」の流通業務・工業施設における道路要件に該当する道路は以下のとおり

